

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第22号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名古屋市大曾根駐車場	午前6時30分から翌日の午前1時まで
------------	--------------------

」

を

「

名古屋市大曾根駐車場	午前0時から午後12時まで
------------	---------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。